

## 令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答	拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R7. 10. 24	R7. 11. 4	1. 文花一丁目（今後のスケジュール・入居関係書類について、提出書類 チェックリスト、今後のスケジュールについて、移転先住宅 住所（住居表示）一覧） 2. 堤通一丁目第2（入居関係書類の提出について、今後のスケジュールについて） 3. 東砂七丁目（引越しに際してのお願い、引越しに際してのお願い） 4. 亀戸六丁目（亀戸七丁目・大島五丁目アパートの「移転先住宅戸数」について、抽選順部屋決め会の開催について（重要）） 5. 亀戸七丁目（引越しに際してのお願い） 6. 高橋（引越しに際してのお願い） 7. 本羽田二丁目第4（保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について） 8. 東糀谷六丁目（今後のスケジュール、今後のスケジュール） 9. 滝野川三丁目（滝野川三丁目アパート（1期）の居住者の移転について、「建替移転説明会」開催のお知らせ、移転説明会資料（滝野川三丁目アパート1～6・10号棟）、居住者調査票、移転方法の補足資料、移転先住宅関係資料 滝野川三丁目アパート（1～6・10号棟の方）） 10. 第4板橋富士見町（移転説明会資料（第4板橋富士見町アパート）、移転先住宅関係資料 第4板橋富士見町アパート（17号棟）、移転先住宅見学会のお知らせ、改良住宅の建替移転に伴う確認書の提出について、居住者調査票、部屋決め抽選会について（重要）、部屋決め抽選会について（重要）） 11. 保木間第5（引越しに際してのお願い） 12. 東保木間一丁目第2（東保木間一丁目第2アパート（新築棟）見学について、東保木間一丁目第2アパート（新築棟）見学について、移転先住宅関係資料の訂正等について、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、部屋決め会（1人世帯）について【重要】、部屋決め会（2人世帯）について【重要】、部屋決め会（3人世帯）について【重要】、部屋決め会（4人世帯）について【重要】） 13. 谷在家三丁目（部屋決め抽選会のお知らせ（谷在家アパート6・7・8・9号棟にお住まいの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（谷在家アパート6・7・8・9号棟にお住まいの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（谷在家アパート6・7・8・9号棟にお住まいの皆様へ）、今後のスケジュール・入居関係書類について（戻り移転の方）、提出書類 チェックリスト、移転先住宅関係資料 谷在家アパート（6・7・8・9号棟）更新版、今後のスケジュール・入居関係書類について、今後のスケジュール・入居関係書類について、谷在家アパート移転先住所一覧、提出書類 チェックリスト、今後のスケジュールについて） 14. 平井四・七丁目（引越しに際してのお願い） 15. 西瑞江第2（今後の予定、今後の予定、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）、臨時粗大ごみ置場の設置について）	※	1															住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課
2	R7. 10. 23	R7. 11. 5	令和7年10月20日付け7住経企第491号に係る起案文書一式	※	1				1		1							(7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条第6号) 業務外の問合せ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課	
3	R7. 10. 24	R7. 11. 5	都営住4H-124東（江戸川区下篠崎町）工事 令和7年10月20日付（契約番号：7財契一第1755号）の変更契約の工事設計内訳書一式（図面、特記仕様書を除く）	※	1														住宅政策本部東部住宅建設事務所建設課	
4	R7. 9. 2	R7. 11. 7	東京動画掲載の対象動画について、動画の制作経費がわかる文書 ・委託契約書（6住企第84号の2）	※	1												—	住宅政策本部 民間住宅部 計画課		
5	R7. 9. 2	R7. 11. 7	東京動画掲載の対象動画について、動画の制作経費がわかる文書 ・請書（5住企契第174号） ・請書（6住企契第93号）	※	1						1						印影は、公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため。	住宅政策本部 民間住宅部 マンション課		

## 令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
6	R7. 9. 2	R7. 11. 7	東京動画掲載の以下の動画について、動画の制作費用がわかる文書 ・委託契約書（6 総都委契第0131号） (対象動画) ・「みんなでおでかけ！23区内の都営住宅」 ・「みんなを笑顔に！都営住宅の移動販売・東京みんなでサロン」 ・「【都営住宅探訪】北区王子本町三丁目アパート編」 ・「【都営住宅探訪】葛飾区西新小岩三丁目アパート編」 ・「【都営住宅探訪】足立区弘道二丁目第3アパート編」	※		1								1					(7条4号) 公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため	住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課
7	R7. 9. 2	R7. 11. 7	東京動画掲載の別紙の動画について、動画の制作経費がわかる文書 ・委託契約書（6 住住企契第60号の2）	※		1								1					(7条4号) 公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため	住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課
8	R7. 10. 26	R7. 11. 7	(1) 東京都が都営住宅等事業会計に関して国税庁（東京国税局）へ提出した消費税及び地方消費税申告書（令和元年度以降）の写し (2) 上記期間以前における、同会計の消費税申告要否に関する府内検討文書、照会記録、決裁文書、及び国税当局とのやり取り（照会・回答・覚書等） (3) 上記納税額の算定根拠および延滞税・加算税の計算資料											1		1	1		(7条第5号) 対象公文書が公となることで、断片的で不確実な情報が流布することにより、所管部署における事故原因の特定、再発防止策の検討等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条第6号) 監察実施中に対象公文書を公にすることにより、監察対象者が発言を躊躇し、率直な供述を得られなくなり、正確な事実関係や原因の把握が困難になるなど、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部都 営住宅経営部經 營企画課
9	R7. 10. 8	R7. 11. 7	令和〇年〇月、都が〇〇に対して行った行政処分に関する訴訟資料一式 (1) 令和〇年（行ク）第〇〇号 執行停止申立事件に係る資料 ア 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 (ア) 令和〇年〇月〇日付意見書（2） (イ) 資料 疎乙1～8、10～16号証 イ 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 (ア) 令和〇年〇月〇日付即時抗告申立書 (イ) 資料 疎乙17～21号証 (2) 令和〇年（行ウ）第〇〇号 業務停止処分等取消請求事件及び令和〇年（行ウ）第〇〇号 国家賠償請求事件に係る資料 ア 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 ・書証乙1～8、11～15、17、18、20、21号証 イ 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 ・書証乙22～25号証 ウ 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 ・書証乙26～36号証、37号証の2、39号証 エ 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 ・書証乙40～60号証の2 オ 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した上申書の添付資料 ・時系列表 カ 令和〇年〇月〇日付け裁判所に提出した文書 ・書証乙62号証	※		1													—	住宅政策本部民 間住宅部不動產 業課

## 令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R7.10.8	R7.11.7	(1) 令和〇年〇月、都が〇〇に対して行った行政処分に関する訴訟資料一式 ア 令和〇年（行ク）第〇〇号 執行停止申立事件に係る資料 (ア) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付意見書 b 令和〇年〇月〇日付資料説明書 c 資料 疎乙9号証 (イ) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付即時抗告理由書 b 令和〇年〇月〇日付資料説明書（2） イ 令和〇年（行ウ）〇〇号 業務停止処分等取消請求事件に係る資料 (ア) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付答弁書 b 令和〇年〇月〇日付証拠説明書 c 書証乙9、10、16、19号証 (イ) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付答弁書（2）～〇〇に対して～ b 令和〇年〇月〇日付証拠説明書（2） c 令和〇年〇月〇日付被告準備書面（1） d 令和〇年〇月〇日付証拠説明書（3） (ウ) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付被告準備書面（2） b 令和〇年〇月〇日付証拠説明書（4） c 書証乙37号証の1、38号証 (エ) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付被告準備書面（3） b 令和〇年〇月〇日付証拠説明書（5） c 書証乙61号証の1～18 d 令和〇年〇月〇日付上申書 (オ) 令和〇年〇月〇日付けで裁判所に提出した文書 a 令和〇年〇月〇日付被告準備書面（4） b 令和〇年〇月〇日付証拠説明書（6） (2) 上記訴訟資料に連して、令和〇年〇月に〇〇から東京都市不動産業課へ情報提供があった旨が分かる文書 ア 〇〇の概要 イ 令和〇年〇月付けで〇〇及び〇〇から発出された「〇〇への対応について」	※		1														・（7条3号）事業者の保有する販売上の情報又は事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業活動上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 ・（7条4号）公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・（7条5号）国の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、投資家をはじめとする都民の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は当該事業者に不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・（7条6号）都の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、その事業者が対策をとりやすくなるおそれがある。その結果、正確な事実の把握が困難となり、当該事業者への調査、指導監督等の業務の適正化遂行に支障を来すおそれがあるため。	住宅政策本部民間住宅部不動産業課
11	R7.10.8	R7.11.7	令和〇年〇月、東京都が〇〇（以下「〇〇」という。）に行政処分を行うまでの過程で、作成、記録及び収集した行政文書一式 (1) 令和〇年〇月〇日付〇住民不第〇〇号「〇〇について」 (2) 令和〇年〇月〇日付〇住民不第〇〇号「〇〇について」 (3) 令和〇年〇月〇日付けで〇〇から発出された文書 ・添付資料1～5 (4) 令和〇年〇月〇日付〇住民不第〇〇号「〇〇について」 (5) 令和〇年〇月〇日付〇住民不第〇〇号「〇〇について」 (6) 令和〇年〇月〇日付けで〇〇から発出された文書 ・上記〇〇記載の第2「〇〇」1に係る資料 添付資料（ア）及び（イ） (7) 令和〇年〇月〇日付〇住民不第〇〇号「〇〇」 (8) 令和〇年〇月〇日付「〇〇について（〇〇）」 (9) 令和〇年〇月〇日付〇住民不第〇〇号「〇〇について」	※		1													—	住宅政策本部民間住宅部不動産業課	

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条							不開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
12	R7.10.8	R7.11.7	令和〇年〇月、東京都が〇〇（以下「〇〇」という。）に行政処分を行うまでの過程で、作成、記録及び収集した行政文書一式 (1) 令和〇年〇月〇日付「〇〇について（〇〇）のご回答」及び添付1～17 (2) 令和〇年〇月〇日付けで〇〇から発出された文書 ア 令和〇年〇月〇日付「〇〇について」 イ 添付資料6及び7 (3) 令和〇年〇月〇日付けで〇〇から発出された文書 ア 令和〇年〇月〇日付「〇〇について」 イ 提出書類1～5 (4) 令和〇年〇月〇日付けで〇〇から発出された文書 ア 令和〇年〇月〇日付「〇〇」 イ 上記〇〇記載の第2「〇〇」2～4に係る資料 添付資料（ウ）～（オ） (5) 令和〇年〇月〇日付けで〇〇から発出された文書 ア 令和〇年〇月〇日付弁明書 イ 添付資料①～⑦	※		1				1	1	1							・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業者の保有する販売上の情報又は事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業活動上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 ・（7条4号）公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部民間住宅部不動産業課
13	R7.11.15	R7.11.28	6住民マ第773号 東京とどまるマンション非常用電源導入促進事業 補助金交付決定について 補助金交付申請書	※		1				1	1							(7条3号) 申請者のメールアドレスは、法人に関する情報で、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため。 (7条2号) 手続代行者の担当者氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	住宅政策本部民間住宅部マンション課	
14	R7.11.14	R7.11.28	東京都都営住宅等事業会計（特別会計）における消費税の未申告に関連する以下の文書 (1) 修正申告に係る申告書 (2) 課税売上・非課税売上の区分を整理した資料 (3) 顧問税理士事務所等からの指摘を受け、局長等への報告書・説明資料、議事録、意思決定に係る稟議書類 (4) 修正申告が行われるまでの間に税務署との間で、やり取りした記録				1						1	1			(7条第5号) 対象公文書が公となることで、断片的で不確実な情報が流布することにより、所管部署における事故原因の特定、再発防止策の検討等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条第6号) 監察実施中に対象公文書を公にすることにより、監察対象者が発言を躊躇し、率直な供述を得られなくなり、正確な事実関係や原因の把握が困難になるなど、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部都営住宅部経営企画課		

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。